

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第107号）（建設局自転車政策推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、観光駐車場の駐車料金の上限額の適正化を図ることとしました。

1 自転車共通一日駐車券

駐 車 料 金 （ 1 日 に つ き ）	
改 正 前	改 正 後
200 円（1 月 1 日から同月 3 日までの間 その他必要な場合、300 円）	200 円（1 月 1 日から同月 3 日までの間 その他必要な場合、310 円）

2 普通駐車料金

区 分	単 位	駐 車 料 金	
		改 正 前	改 正 後
バス	1 日 1 回	円 <u>2,500</u>	円 <u>2,610</u>
タクシー及びハイヤー		<u>800</u>	<u>830</u>
自動二輪車		<u>400</u>	<u>410</u>
自家用車等	月ぎめ以外の場 合	<u>1,000</u>	<u>1,040</u>
	1 月	<u>18,000</u>	<u>18,850</u>

3 特別駐車料金

区 分	単 位	駐 車 料 金	
		改 正 前	改 正 後
バス	1 日 1 回	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,140</u>
タクシー及びハイヤー		<u>1,000</u>	<u>1,040</u>
自動二輪車		<u>600</u>	<u>620</u>
自家用車等		<u>1,200</u>	<u>1,250</u>

※1月1日から同月3日までの間その他必要な場合に適用する。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第107号

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例

京都市観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「300円」を「310円」に改める。

別表第3 1備考以外の部分中「2,500」を「2,610」に、「800」を「830」に、「400」を「410」に、「1,000」を「1,040」に、「18,000」を「18,850」に改め、同表2備考以外の部分中「3,000」を「3,140」に、「1,000」を「1,040」に、「600」を「620」に、「1,200」を「1,250」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市観光駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる車両の駐車料金については、改正後の条例別表第3（月ぎめの場合を除く。）の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)